

## 自主点検票

てんけん  
するにゃん



高松市消防局公認キャラクター けすにゃん

(該当するほうに☑を入れてください)

1 防火管理者に変更はありませんか。(法 8-1)

変更なし

変更あり (※届出を確認して、変更がある場合は届出してください。)

2 消防計画の内容に変更はありませんか。(法 8-1)

変更なし

変更あり (※届出を確認して、変更がある場合は届出してください。)

3 カーテンや布製ブラインド、じゅうたんは防災物品を使用していますか。  
(令 4 の 3)

使用している

使用していない (※防災表示の付いた製品を使用してください。)

4 階段や廊下、避難口、防火戸の前に、避難に支障となる物品はないですか。  
(法 8 の 2 の 4)

物品なし

物品あり (※物品がある場合は早急に除去してください。)

5 建物の増築や改築、内部の間仕切り変更はありませんか。また、今後の変更計画はありませんか。(法 17-1、17-3)

変更なし

変更あり(      年 月頃)

変更内容等記載欄

(※変更内容によっては、防火対象物使用開始届出書や消防用設備等の新たな設置が必要な場合があります。)

6 建物の名称の変更や、用途変更はありませんか。また、今後の変更計画はありませんか。(法 17-1、17-3)

変更なし

変更あり(      年 月頃)

変更内容等記載欄

(※使用用途に変更がある場合、防火対象物使用開始届出書や消防用設備等の新たな設置が必要な場合があります。)

7 消防訓練を年2回以上実施しており、内容を事前に届出していますか。

(則3-10)

届出している

届出していない

回数が不足している

(※消火訓練や避難訓練を行うことにより、火災が発生した際に的確に行動できるようになります。)

8 消火器や誘導灯、自動火災報知設備等の消防用設備等は定期的に点検を実施し、年1回消防署長へ報告していますか。(法17の3の3)

報告している

報告していない

(※消防用設備等はいつ、いかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるように、法令に定める基準に基づき維持管理することが必要です。)

これら項目は、消防法により、建物関係者が行わなければならないなりません。  
火災等の災害時に被害が発生した場合、関係者が責任を問われる場合があります。



自主点検、消防に対して御意見等ありましたら下記に記入してください。


注1 法令の略称 法(消防法)令(消防法施行令)則(消防法施行規則)

注2 上記項目で不備がある場合は「改善計画書」に改善方法を記載し、この報告と合わせて消防署へ提出をお願いします。

注3 提出された内容によっては、細部の確認のため改めて御連絡させていただく場合があります。